

# 日本の教育危機をのりこえる 教育財政とはなにか

## 三輪 定宣

八月二十五日（日）、新潟ユニゾンプラザにおいて表記の  
題で教育セミナーがひらかれ二十五名（うち半数が市町村議  
員）が参加した。以下は講義の前半部分を要約したものであ  
る。後半は新潟県と参加した議員の市町村の予算書の中の教  
育（予算）問題に関する活動が報告され、それについての交  
流がなされた。

参加者から「財政問題は自治体の財政の複雑な仕組みを予  
算・決算などの数字の中から読み取らねばならず、苦手意識  
がついて先立っていたが、講義を聞いて「教育財政は教育活動

を支える血液」という意味がわかった。丁寧に数字を読み取  
り、自分の属する自治体の財政を分析する力をつける必要性  
を痛感した」など、次回を期待する声も出たりして成功裡に  
終わった。

### はじめに

昨日は琵琶湖のほとりのびわこホテルにおりました。  
そこで「親が教育費を負担するのは当たり前ですか」  
というテーマをあたえられて三〇〇人ほどのおとうさ

ん、おかあさんたちにお話をしてまいりました。

ご承知のように今年には教育財政をめぐる状況が例年とはちがいます。たとえば当日提供された朝日新聞に「大阪府財政の実情——再建へ四十五事業みなおし案——私学助成や医療費削減——教育・福祉にしわ寄せ……」の見出しの記事に象徴されるように、各県で地方財政の危機が進行し、それにもなつて教育・福祉が切り捨てられる「地方行革」が推し進められていくきびしい状況なのです。

わたしはこの状況の中で各地で地方財政への関心がつよまり教育財政を勉強してみようというたかまりをひしひしと感じております。

「教育財政の問題から今日の教育危機に切り込んでみよう」と、このような企画をされたことは、さすが十年におよぶ研究の蓄積をされてきたにいがた県民教育研究所の、状況を適確にとらえた鋭い問題へのアプローチだと思えます。

## 二十一世紀は「無償社会」の展望と 無償教育

本題に入ります。

最初に二十一世紀社会は「無償社会」ということを

提起しました。今日のように利潤原理、競争原理で際限なく自然環境を荒らしていくという資本主義の論理・現代文明の論理は二十一世紀には通用しないのではないか、金儲けをしては勝手なエゴを追及していくという生き方は早晚破綻していくのではないかと思えます。もっと人間らしい生き方、人間の本质に相応しい社会を求める厳しい意識が冷戦構造、イデオロギー体制の崩壊のあと、国民の中で地殻変動のように高まっています。そしてその意識のベクトルはこれまで社会のカナメであった官僚組織や政権政党にむかっている感じがします。

「このままではいけない」という意識の転換は人類の歴史の中のあらたなものなのです。

生命科学、脳科学、動物行動学などの研究分野の中でも今日の社会が命にとっての、人間にとっての危機をもたらしものであることに警鐘をならしています。

二十一世紀にむかっただけの新しい社会へのイメージづくりは、個々の政策以前の問題としてはまだ模索されている段階ですが、人を使って自分たちが金儲けをして、その金でまた次の金儲けに走るのではなく、もっと人のために奉仕をする、連帯をする、一人一人をみんなが生かしていくという、従来いわれていた理想社会がこれから花ひらいて欲しいという思いがひろ

がってきていることが身近に感じられる状況になっています。このことを「教育財政」の問題に焦点をあてて考えてみます。

## 人類は「無償教育」の中で形成された

人間という動物は「教育的動物」といわれるように、他の動物とことなり「教育」をとおして人間を作り出していく特殊な動物です。最近の分子遺伝学ですと、七〇〇万年ともいわれる長い人類の歴史の中の九九・九%以上の時間をかけて共同体の中で「無償教育」によって子育てという困難な事業がおこなわれました。ある意味では「無償教育」によって人類はつくられたてきたといえます。

私は「お金の切れ目が縁の切れ目」という教育環境では人間の本質が形成されないというくらい人間の本質は「無償教育的動物」だと思っています。

「無償」が「有償」になって教育の環境が破壊されると同時に、人間の本質が破壊される。教育は「無償」でなければ教育でないといふべきです。

こうした伝統は家族の中で打算とか営利をこえた、心からの愛情によって子どものため自分の命もかけるといふような関係としてほそぼそとは現代にまでつな

がっていますが、多くは教育の名において、実はそれを食い物にしていることが多くなり、教育環境は非常に悪くなっています。そういう中であらためて「無償教育」に切り替えていくということが持つ意味は転換期の今日では非常に重要で、「無償教育」がベースとなって「無償社会」が造られていくのだろうと思っています。

このプロセスの中で打算をこえて育てられた人間が、はじめて自分を乗り越えて社会のために働ける人間になっていく、そういうことをとおしてお互いに人間を（金儲けの）手段視するのではなくて、お互いのために役立つという本当にヒューマンな関係ができあがっていくのだらうと思います。

## 理念から実定法の段階に入った世界の「無償教育」

教育財政の問題で「無償教育」にこだわるのはこのようにとても重要なことなのです。

人類の危機意識のあらわれだと思うのですが、この教育の無償化の世界的な潮流は教育の世界が「無償」から「有償」の波にあらわれ、荒んでくる状況の中で、すでに二〇〇年ほど前のフランス革命で教育を受ける

権利、教育は無償であるという原則として明示されました。それ以来、受け継がれているこの理念は、日本国憲法では一九四六年に「教育を受ける権利」と明記され、義務教育の範囲ではありましたが「無償教育」が規定され、人類史的な成果に日本の国も到達しました。

しかし、今日では『国際人権規約』とか『子どもの権利条約』で教育の無償という思想は単なる思想ではなくて、人類普遍的な実定法に取り入れられ、おおきな展開を示してきています。こうした状況を巨視的な立場ではっきりと確認しておきましょう。

このような考え方は国際法の中で明確に規定されています。そのこととそれに対する日本政府の態度を新潟県の各自治体の教育予算を考える前提として巨視的に見ておく必要があると思います。以下資料にそって説明します。

## すすむ「無償教育」、その流れに逆行する日本

### 『国際人権規約』

とくに『国際人権規約』の第十三条の第二項（b）、（c）が日本という高等学校・大学のすべての奨学金

を無償にするようにという規定です。一三四か国（本年七月現在）の条約批准国には日本も含まれています。日本とマダガスカルはこの中等・高等教育の「無償規定」は国情・国策が合わないということで留保しています。

貧困な経済状況にある多くのアフリカ諸国の一つのマダガスカルがあらたに条約締結国に加わるとき、この項を留保せざるをえないというのはわかりますが、世界で最も豊かな国の一つである日本が高学費政策を取り続けているのは、国際的な教育人権確立の協調に背を向けた独善的姿勢です。「国際社会の中の日本」といっているのにそぐわないことです。

### 『子どもの権利条約』

『子どもの権利条約』についても二十八条の（a）、（b）、（c）が小学校から中学校・高校と、大学までを視野に入れた教育費の無償を規定しています。日本政府は条約を国会で通過させるために外交委員会で「お金は一銭も迷惑掛けませんから、国内法も改正する必要はありませんのでお願いします」といって一五八番目によりやく批准に踏み切っています。

### 『教員の地位に関する勧告』

『教員の地位に関する勧告』についても触れておきましょう。これも国際的な常識のあらわれなのですが、

その第十項に「教育は公共の利益の極めて高い基本的に必要な事業である」、だから「無償教育で当然保障されなくてはならない」、「足りないときには児童・生徒にたいして奨学金などの物的援助を提供しなくてはならない」、それには「国民所得の十分な割合が優先的に教育費に確保されるべきである」としています。第十六項ではその教育をささえている教員養成課程は無償の奨学金で保障しなくてはならない旨を規定しています。そして、制度としてあっただけではよくわからないこともあるので、第十七項ではそのことを徹底的に宣伝しなくてはならない旨を丁寧に規定しています。

このように「勧告」は「無償教育」ということをいろんな角度から保障しているのです。ご存じのようにいま学校の先生は奨学金を借りた人は返さなくても良いようになっていきます。しかし、日本の政府はそれは不公平だということで、この制度を廃止しようと考えています。日本の政府は「無償教育」についてはあらゆる面で世界の趨勢に逆行しています。

#### 『有給教育休暇条約』

つづいて「有給教育休暇条約」をみてみます。一九七四年に採択され、OECD（経済開発協力機構）諸国はほとんど批准しました。その一員である日本政府

は国策、国情にあわないうとして、これもまた棚上げしてまだ批准していません。

これは「無償教育」の範囲が大学生までという枠をこえて一般の労働者、社会人にまでひろがってきているという条約です。ポケットマネーでどこかに勉強にやらしてもらえというのではありません。条約の規定の通り、有給教育休暇とは、現代社会における個々の労働者の真の必要に応じる手段の一つとして、労働者が労働時間の合間、たとえば週に二日とか給料を貰いながら大学などに通うために教育休暇をもらえるという規定です。学習内容もパソコンを習う等の目先の労働力の訓練ではなく、一般教育とか社会教育とか市民教育を含んだ本場に市民としての基礎教養がつくものであり、財源も会社が金が残ったから今回はちょっと出すといったものでなくて、「永続的に十分に出さなければならぬ」とし、大企業のサラリーマンだけが余裕があるから権利が行使できるというのではなく、小企業の労働者も季節的な労働者も除外してはならないとしています。

#### 先進国の中ですすむ「家庭の教育費無償化」

さらに家庭の教育費の無償という面について、以下

表1 児童(学生)手当(厚生省児童局調査、1992年価格)

|        | 対象(才未満)  | 所得制限        | 支給年額(万円) | 財源 |
|--------|----------|-------------|----------|----|
| 日本     | 3        | 359万円(4人世帯) | 12.0     | 分担 |
| イギリス   | 16(学生19) | なし          | 9.4      | 国庫 |
| フランス   | 16       | なし          | 23.7     | 分担 |
| ドイツ    | 16(学生27) | 子ども数による     | 21.4     | 国庫 |
| スウェーデン | 16(学生20) | なし          | 29.4     | 国庫 |

先進諸国と日本の比較をして  
みます。

#### 児童手当の国際比較

まず児童手当の諸外国と日本の比較です。上の表1の(一)の中の学生というのは児童が学生になっても支給されるという意味です。日本の児童手当は三歳で打ち切りになっています。しかも所得制限は四人世帯で三五九万円が上限です。支給年額十二万円(月額一万円)ですが、欧米諸国の場合は子どもの人数に限らず高校生ぐらいの十六歳までは支給されます。所得制限はない国が多いようです。学生の場合には年限が十九歳、二十歳、二十七歳とあがっていきます。ドイツの二十七歳の場合、二十三歳ぐらいで卒業するきまりですが、なかなか就職がないとか、あるいは

もっと勉強したいという人が増えているものですから、いま平均的に二十七歳ぐらいで卒業しています。国の制度としてはそこまでは保障することになっています。総じて欧米は日本の半分ぐらいの物価で生活できます。したがって、支給年額は日本の倍ぐらい、二十数万円ですが、月々実質四〇五万円ぐらいの児童手当を支給されていることになります。

家庭の教育費はそこから出しますから、本を買ってあげるとか、観劇に連れていくとか、旅行にでかけるとかの文化的経費もそこから出ますので、家庭における経済的格差というものがストレートに子どもの人格形成におよばないようになっています。小・中・高の学校教育だけでなく、大学教育の無償制、労働者を含む成人の教育、家庭の教育の無償制にいたるまで本来教育というのはそういうものだという思想の中で制度ができあがってきています。日本の教育との「思想の落差」というものをお感じになったことと思います。

#### 国際比較

——公教育費の対GNP比、授業料と奨学金

次に教育公費の対GNP比をみてみます。

これだけ教育にお金をかけていますので、対GNP比が高いのは当然です。日本は四%台です。北欧諸国のデンマーク、ノルウェー、スウェーデンは七〜八%

台をはじめ、経済力には差があっても、その他ここにあげた国は五％台です。学校教育費の対G N P比も日本より高く、三〇五％台です。

### 高校の授業料の国際比較

高校の授業料はアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オーストラリア、オランダ、北欧諸国では公立高校では無料です。アメリカでは私立学校の生徒の割合は九・一％（一九九〇年）です。ほとんどが宗教団体が設立していて、いろいろな宗教教育をやるということから、これに行政がかかわることは宗教の自由の侵害につながるということで公費負担率は〇％になっています。フランスの場合は私立高校が日本の私立高校の生徒より少し低く、高校在生徒総数の二一・一％、そこへの公費負担率は七七・二％です。日本と同じくらいの経済力のあるドイツでは、州によって違いますが、私立高校の生徒数は全体の六％ぐらいではありませんが、約七〇〜八〇％の公費負担をしています。北欧諸国も同じ水準にあります。高校教育の「無償教育」への流れは大きく進んでいます。

### 大学の学費の国際比較

大学の教育費負担の現状をみてみます。

日本の場合、学生納付金（一九九三年）は国立大学でも約六十四万円、大学の八割を占める私立大学では

約一二三万円になります。アメリカでは私立大学は全大学の二割位です。東部の有名大学では学費は結構高いのです（一二三万円）。公立大学の学費は非常に安く、日本の半分以下の約二十六万円です（一九九一年）。イギリスの場合は全部私立大学ですから、本来授業料で賄っていかねばならないのですが、私立大学の学費の基準を国が定めていまして、文系で二十一万円、理工系で四十五万円標準ですが、それが一番高い基準ということです。しかし、その分は学生の出身自治体が学生の入学した大学に振り込みます。例えば新潟市の高校生が早稲田大学に入学できたとすると、新潟市役所が早稲田大学にその分だけ振り込みます。本人は新潟市に「合格しました」という通知を市役所に出せばただで大学にいけるのです。私立大学ですが学費はただという仕組みです。フランス、ドイツは原則として国立または州立大学で、私立大学はありません。フランスでは年額一万二、〇〇〇円です。ドイツはボン大学の例のように四、三〇〇円です。これは授業料ではなくて大学登録料、在籍確認料といった性質のものです。北欧諸国の学生納付金はこれよりはるかに高い無償化の水準にあります。

### 奨学金制度の国際比較

最後に先進諸国の奨学金制度を見比べていきたいと

思います。欧米の場合には州とか自治体、あるいは学校レベルの奨学金が非常に発達しています。ここではそれを一応除外し、国とか連邦レベルのものだけを取り出しておきました。

日本の場合には完全に貸与であり、二種奨学金の場合にはローンで三％の利子が付いて返していくものです。しかも、大学生の場合は高校の五段階評定で三・五以上の成績であることが条件です。つまり「育英」資金なのです。英才を育てるという目的の奨学金制度です。欧米の場合は経済的に貧しいもの、低所得層から重点的に奨学金を出すという「教育の機会均等」の原則にもとづく奨学金制度です。日本の場合はいくらか貧しくとも成績が悪ければ自動的にはずされてしまうのです。

私も以前大学の学生部長をやっていたとして、全国の各大学の学生部長たちと奨学金問題を論じたことがあります。そこでも話されたことですが、国が出す大学の奨学金は、金持ちなのに成績の良い医学部の学生さんにもまづ出されて、お金持ちの医学生がそのお金で車を買ったり、一日で遊びに使ってしまったという話が出ていました。これに対して、家が貧しいため、銀行でもローンを組んで貰えず、一日中アルバイトをして授業もほとんど出れない状況にある学生には奨学

金が出ないというのは不公平です。

諸外国の奨学金制度は徹底した教育の機会均等の原則にもとづき、しかも無償という制度です。卒業したら稼いで国に返せという思想でなくて、大学でしっかりと学んでください、学歴というものを自分の金儲けや立身出世の道具にするのでなくて、学歴や学んだ学習の成果を、公費を税金で出してくれた勤労大衆に返せるように学習に専念していただきたいという思想です。

具体的に各国に奨学金制度を見ていきましょう。イギリスもフランスもドイツも原則は給費（給与）制度です。

まずイギリスの場合です。奨学金の採用率が九五・九％になっています。ほとんどの大学生が奨学金をもっています。わたしはイギリスの文部省にいきました。調べました。日本のように大学生の一〇％ぐらいしか奨学金をもらえないのも問題だが、お金持ちの家の学生もいるのに一〇〇％に近い学生に出すのは税金の無駄遣いにもなりかねません。

イギリスの考え方は、「そうではない。二十歳にもなれば、大学生は基本的に親の所得をはなれて巣立った独立した人格なのだから、大学生活ができるようにしてあげるのは社会の責任なのだ」という思想です。

イギリスの場合、標準学生生活費というものを理論

的に計算します。それを無償で学生に出してあげます。ただし、例えば親が一億円の収入のあるような学生の場合、親が相応の負担をすることで親が収入によって負担する負担率がきまっています、その分が差し引かれて給付されるのです。ですから経済的に困っている学生は一〇〇%の給付を受け、そうでない人は親の収入に比して減額して給付を受けるのです。給付率が一〇〇%に近いのはそういうシステムだからなのです。

その標準学生生活費の内容も充実しています。社交のためのコーヒー代、自分で自動洗濯機のそばに二時間もいる時間を勉強に時間を振り向けるようにと、クリーニング代も入っています。夏休みなどには旅行ができるようなお金も含まれています。障害をもった学生にはプラスアルファの給付が、結婚している学生には扶養手当も出ます。

ドイツとフランスが最近一部貸与制度にしました。保守政権が「行政改革」の名で日本などをモデルにしてやったようですが、非常に評判が悪いようです。

給与（スカラシップ）の奨学金で足りない学生が借金できるのが貸与（ローン）の奨学金なのです。

たくさんのお金を必要とする学生の学資調達の選択肢の一つとしての仕組みです。

アメリカの場合、各州でやっている奨学金をのぞき、

連邦がやっている奨学金の給与もAからDまでのタイプがあります。日本に比べて額が低いのだとは思われるのですが、AからDまでは組み合わせてもええです。合計すると日本円で最高九十五万円ぐらいです。これに貸与の奨学金（ローン）を組み合わせれば、高い学費の私立大学でもいくことができます。支給されているのは大学生の七四・五%（一九八八年）です。生活水準ではアメリカは日本の六〇%ぐらいの物価で生活できますし、フランスやドイツはもう少し物価が低く、イギリスは半分ぐらいで生活ができるでしょう。しかも給与制度ですから日本より結構豊かに生活ができるようです。

### 教育費の無償は学生の人格形成に深く関わる

日本の政府がこのような制度を考えるとすれば、四畳半ぐらいの最低限度の生活を基準とするという発想になりそうです。企業のリストラがつづいている状況下で、親の生活も厳しさが増し、お金を親からあまり出してもらえないで貧しい学生生活を強いられているのが日本の一般の学生です。少なからぬ学生が「アルバイト必修、授業選択」というような生活を強いられ

ています。せっかくの大学時代に高いお金を出しながら十分に勉強する余裕がないのです。しかも、首都圏、近畿圏ではアルバイトさえもあまりなくなっています。これに比してイギリスでは学生はたっぷり勉強し、たっぷり知識や教養を身につけて社会に還元してほしいと期待され、そのように遇されています。フランスの学生に送る格言的な言葉として、「大学を出たらなるべく自分のことを考えずに、社会のことを考えよ」という言葉があります。

日本の場合には親にかかりきっていますから、卒業したらお金を取り返すことが大変なのです。ですから、できるだけいい大学に入り、いい会社就職する。就職したらできるだけいい地位につくということになります。自分の学歴を徹底して自分の利益と地位の追求に使っていくこの考えが、自分の学習の成果を社会に役立てるという考えを貧しくさせてきています。

このように教育費がどのようなかたちで出されるかということとは、学生の人格形成の根幹に深く関わってくる問題なのです。このような高学費政策を取り続けていきますと、学生たちの学習する動機も、社会に出てからの働く姿勢もゆがめられていきます。こんな高等教育をひろげれば広げるほど社会の競争化を促進し、教育を人生競争の手段にしてしまい、社会も個人もゆ

がめられていくのだと思います。教育費の社会負担・無償化というのは家庭の経済的負担の軽減というだけの問題でなくて、人格形成の核心にかかわる教育条件整備の問題なのです。

### 教育費べらしの「行革」と一体の「教育改革」

次に日本のこれまでの、そしてこれからの「行政改革」等でみられる教育費政策とか教育条件整備の実態をみていきます。結論が先になりますが、日本の教育政策の動向がこれまで述べてきたような世界の無償教育の流れにいかに行っているかがはっきりしてきます。

ご承知のように、これから「第三臨調」の幕が開くとしていきます。

はじめに、最近の政府、財界の特徴的な動きを簡単に整理してみます。

武村正義氏（元大蔵大臣）は「このままでは国が滅ぶ——わたしの財政再建論」の中で消費税を一二％にひきあげて三十兆円の財源をつくること、文部省予算などを組み込む一般歳出（四十三兆円）を一律五％カットし、教育費などはこの他に一兆円削減する事を提起しています（『中央公論』六月号）。

財界の意見を代弁するPHP研究所は経済学者などを動員して大学の民営化、公務員、教員などの定員の半減、私学助成金制度の廃止などを盛り込んだ「日本再編計画」(九十六年八月十一日)を発表しました。

財界の団体経済同友会などは「合校論」という教育改革論を、同じく文部省も教育スリム化を提唱し、学校教育は国語とか算数・数学だけを受け持ち、あとは「自由教室」というところで学校の先生以外の専門家もたくさん集めてやってもらう、あるいは「体験教室」というところで芸術関係のものもいろいろな人にかまければ、先生の数は半分くらいに減らせるといような案を出しています。

このようにいま盛んにいわれている「教育改革論」が人減らし、教育費べらしの「行政改革」をベースにしているところを見ると、その本質がよくわかると思います。

自治体関係の学習会にも行くと、社会教育でも学校教育でも悲鳴が聞こえます。つまり、公的領域からほとんど公費を減らしているのです。例えば公民館の講師手当は十年前の半分です。当時の三万円がいま一・五万円くらいになっています。社会教育主事の方々も投げやりになり、ともに講師をお願いしにくくなり、社会教育の質も低下してきます。住民も「社会教育な

んか公民館でやる必要はない、あんなのやったらって低レベルのものだから」ということになります。

公的予算を減らして公共サービスを低下させ、*「兵糧せめ」*にされて質の低下したサービスを攻撃して、民営化せよという世論をつくりだしていきます。学校教育も四十人学級をそのままにしておく、先生は増やさない、学費はどんどんあげるなど、教育の公共性が発揮できる豊かさを保障できないような貧しさに追い込んでいって、「公立学校はだめだ、公立学校にまかせておいては日本の教育は荒廃してしまう」といって「教育改革」をやりはじめています。

自民党は「橋本行革の基本的方向(九十六年六月十三日)」というのを出しました。国の役割はこれから防衛とか治安とかを除き、教育などは当然自治体とか民間(民営)でやるべきだという考えが基本です。ですから義務教育費国庫負担——先生方の給与の半分为国が負担する制度——などは当然廃止するということをやっています。

つい最近、政府の財政審議会(九十六年七月十日)が「財政構造を考える——明るい未来を子どもたちに——」というあつかましい題で財政構造白書を発表しました。にいがた県民教育研究所の第十三回総会のための『研究所通信』に理事長長崎先生がこのことについて

コメントしていらっしやいましたが、義務教育費国庫負担制度や私学助成金制度は見直し（廃止）する、三十五人学級などのための教職員定数の見送り（改善はしない）、学校や社会教育施設は民間に委託する、大学は自治体に委託する、授業料は値上げし学部間の格差を導入する、育英奨学金は返還免除を見直す等々です。どうしてこれが「明るい未来を子どもたちのために」となるのでしょうか。

これらの構想にそって「第三臨調」と連動した「教育改革」がこれから露骨に進んでいくように思えます。だから「教育改革」のところでだけ見ていてもその全貌は見てこないと思います。

## 教育荒廃の「政治災害」をもたらした 「第二臨調」

もう少し、数字で「第二臨調」の結果をみてみます。政府統計（決算）によれば、一九八一年度から九一年度までにGNP（国民総生産）は二五七兆円から四六〇兆円に膨張しましたが、「行政改革」で公教育費の対GNP比は五・七七％から四・六四％に低下しています。この差一・一三％分は九一年度分だけで五・二兆円削減されたことになります。それは九一年度の

文部省所管予算——国の教育予算五・一兆円に相当する金額です。

この「行革」財政のため、八〇年度～九三年度の私学助成国庫補助金の経常費に対する割合は、大学等で二九・五％から一二・四％に、高校等では八・二％から五・一％に低下しています。削減分が高い学費となつて国民に転嫁されました。この間、家計支出は一・四五倍、授業料は私立高校一・七七倍、私立大学一・九三倍、国立大学二・二九倍と上昇しました。

このように「第二臨調」は六兆円にもおよぶ巨額な公教育費を国民から取り上げ「教育費地獄」を生み出したのです。それは「三十人学級」やそれにとまなう教職員定数の改善などの教育条件整備の大停滯をまねいたばかりではありません。この十余年間に進出した子どもと教育をめぐる社会環境の荒廃も深刻さを増しています。

財政の「合理化」、企業の投資・利潤追及のための「民営化」「産業化」「受益者負担化」「自助努力」「民間活力」「競争原理の導入」が叫ばれ、教育商品化の風潮が募りました。その影で所得格差がますます広がり、生活保護所帯などの社会的弱者の切り捨てが進行し、教育の機会の不均等や教育の中での競争は激化の一途をたどっています。

あおりにあおったバブル経済がはじけて社会は大きな混乱、停滞、荒廃の様を示し、戦後最長の不況期の中で、さらに子どもと教育をめぐる社会環境が悪化しています。学校での「いじめ」の広がりも、このような反人間的な弱いものに苛酷な「いじめの社会化」の鏡といえると思います。「第二臨調」によるこのような公教育費削減と教育環境の破壊はまさに「政治災害」だと思っています。この災害からの「災害復旧」は緊急の課題です。

### かさむ教育費、すすむ「少子化」

高学費政策の最後のしわよせは子どもを少なく生むというところに行きつきます。若い親は子どもが小さいときから、「子ども保険」とか「学資保険」を月々二〜三万円掛けて大学にあげようと準備しています。子どもが多くては掛け金が大変ですから、親は子どもは少なく生まざるを得ないところに追い詰められているのです。一人育てるのに二〜三、〇〇〇万円もかかるというその分をへらせば、親の老後の生活資金、住宅建設資金が出るという見通しがその背後にあるからです。結婚年齢が上がっているのも、子どもが育てられるくらいに経済的ゆとりができるまで結婚しないということが背景にあるからです。このように高校・大学の高学費政策は結婚前の若い人達に、結婚した若い

夫婦にまでおおきなプレッシャーを与えています。日本国民全体が教育地獄につき落されているのです。

それは次のような数字になって現れてきています。

先進諸国に比して日本の出生率が急減しています。戦後初期の新生児は二七〇万人、今二十歳少し過ぎたくらいのが第二の団塊ジュニアで二〇五万人、いま〇歳児は一一八万人です。

### 少子化と教育費

表2を見てください。子どもを生めるくらいの年齢の女性が一人で何人子どもを生むかという率を、「合計特殊出生率」といいます。

戦後、一九五五（昭和三十）年からどんどん下がって、九五（平成七）年には一・四三％です。出生率でいうと七〇％ぐらいです。この生まれた子どもたちの代にはさらにこの数の七〇％、孫たちの数はその半分ぐらいになります。東京都の合計特殊出生率は一・一％、二十三区だと一・〇％、一人しか育てられないという数字です。

表3の先進諸国の出生率の比較の表を見ると、出生率の下がっているのは日本だけだということが歴然とめめされています。

このように日本の社会の未来は子どもが減り、高齢者が急増し、当然ながら活力を失っていきます。

### 【少子化と教育費】

表2 厚生省統計情報部「人口動態統計」——合計特殊出生率の動向

|     | 1955年 | 1965年 | 1975年 | 1985年 | 1994年 | 1995年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全 国 | 2.37  | 2.14  | 1.94  | 1.74  | 1.50  | 1.43  |
| 東 京 |       |       | 1.63  | 1.44  | 1.14  | 1.11  |

表3 同「出生に関する統計」——先進各国の出生率の推移：1975→88年の変化

|         | 人口1,000比           | 合計特殊出生率                |
|---------|--------------------|------------------------|
| 日 本     | 17.1→10.8 (−36.2%) | 1.91→1.66→1.43 (1995年) |
| ア メ リ カ | 14.6→15.9 ( 8.9%)  | 1.79→1.93              |
| イ ギ リ ス | 12.2→13.8 ( 13.1%) | 1.79→1.82              |
| フ ラ ン ス | 14.1→13.8 (− 2.1%) | 1.96→1.82              |
| スウェーデン  | 12.6→13.3 ( 9.0%)  | 1.78→1.96              |
| ス イ ス   | 12.2→12.2 ( 0.0%)  | 1.59→1.55              |

そこへ追い討ちをかけるように嵐のようなリストラです。いままでは終身雇用制(年功賃金体系)でした。それが家庭に掛かる高学費負担を持ちこたえていました。子どもの学費は高いたか会社社に忠誠をつくし、猛烈社員として働いていけば、息子の学費分ぐらの賃金をもらえたのです。また、高い学費だったが高んとか就職できて返していけたのが、就職戦線の超氷河期でその見通しが立ちません。子どもを生んで育てていく環境を破壊する高学費政策は、このようにただ教育に影響を与えているのではなく、日本全体の活力・生命力を萎えさせているのです。

大蔵大臣が「このままでは国が減ぶ」などといって教育費をもっと削減するといったりすることは狂気の沙汰といえます。「このままでは国が減ぶ」と思いますが、施政者たちはこの危機に全く気付いていないようです。

### 国民の側からの教育改革大運動を

私たちは、こうした動きに対して国民総掛かりで反撃しないと二十一世紀の日本は大変なことになると思いい、九月十二日に『行政改革』を考える国民懇談会』を発足させました。今日のお話を一つの契機として、

「行革」をベースにした政府・財界のいう「教育改革」が、日本の教育の荒廃を一層深める危険な事態を広く国民、県民に伝え、ともに未来のために、子どもたちのために、手をたずさえて奮闘していきたいと思います。

(みわさだのぶ 千葉大学教授)



【次号(第四七号)予告】

(一九九七年二月発行)

特集  
**新潟県の農業と学校・子育て**

▼新潟県の農業がかかえる諸問題……和田忠敏

▼新潟県の農業と農業高校……内山雄平

▼農民は学校教育になにをのぞむか

……稲田吉男、大崎嘉昭、倉島良司

▼学校給食と新潟県の農業……坂本典子

【小特集】

自治体の教育財政

新潟市 高橋 弘之

長岡市 榎 信義

他

▼新潟県のブナ林とその保樹運動……福本安正

「教員派遣」の公教育支配をなくす運動の

現段階……板橋育夫